

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 27 日現在

機関番号：12703

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780172

研究課題名(和文) 国外所得免除方式の導入が多国籍企業の経済活動に与えた影響

研究課題名(英文) The Effect of Moving to a Territorial Tax System on the Activities of Multinational Corporations

研究代表者

長谷川 誠 (Hasegawa, Makoto)

政策研究大学院大学・政策研究科・助教授

研究者番号：50722542

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：日本は2009年度税制改正において、国内の親会社が海外子会社から受け取る配当を一定の条件の下で非課税とした。その結果、日本の国際課税制度は、国外所得を原則非課税とする国外所得免除方式へと移行した。本研究では、国外所得免除方式への移行が多国籍企業の企業価値や海外子会社からの配当送金に与える影響を実証的に分析した。分析の結果、内部留保を蓄積していた海外子会社がこの税制改正に反応して、親会社への配当を増加させたことを明らかにした。さらに税制改正後は海外子会社の配当送金は、投資先国が課す配当への源泉徴収税率により強い影響を受けるようになっていることも示された。

研究成果の概要(英文)：Japan introduced a foreign dividend exemption system in 2009 that exempted dividends paid by Japanese-owned foreign affiliates to their parents from home country taxation. As a result of this tax reform, the Japanese corporate tax system effectively moved to a territorial tax system, which exempts foreign income from home country taxation. In this project, I examine the effect of the dividend exemption system on dividends paid by Japanese-owned foreign affiliates and the stock market valuations of Japanese multinationals. I find that foreign affiliates with a large stock of retained earnings were generally more responsive to the tax reform and significantly increased dividend payments to their parent firms in response to the enactment of the dividend exemption system. Dividend payments by foreign affiliates also became more sensitive to withholding tax rates on dividends levied by host countries under the dividend exemption system.

研究分野：財政・公共経済学

キーワード：国際課税 国外所得免除方式 外国税額控除方式 多国籍企業 配当還流

1. 研究開始当初の背景

多国籍企業が海外で稼得した所得に対する国内での課税方式(国際課税制度)は、海外子会社の設立、海外合併・買収、所得移転、利益還流、本社機能の移転など広範な企業活動に影響を与える(Hines, 1999; 長谷川, 2016)。

日本の法人所得に関する国際課税制度は、2008年度までは全世界所得課税方式を採用していた。全世界所得課税方式とは、多国籍企業の国内所得のみならず、海外子会社・支店が現地で稼得した所得についても、国内に戻ってきた時点で自国の法人税を課す課税方式である。ただし、二重課税を排除するため、海外で支払った税額分は国内の税額から控除することが認められていた(外国税額控除と呼ばれている)。一方、日本や米国を除く多くの先進国は、多国籍企業の海外所得を自国では実質的に非課税とする国外所得免除方式を採用していた。

当時、日本企業は海外子会社が稼いだ利益を国内に戻さず、国外に留保する傾向があることが指摘されていた。その原因として、利益を国外に留保する限りは日本の法人税が課されないため、全世界所得課税方式が海外利益の国内還流の障害になっていることが懸念されていた(国際租税小委員会, 2008)。さらに、2008年時点で日本の法人税率は国際的にも最高水準(約40パーセント)であり、日本の法人税を避けるために利益を海外に留保する誘因は強かったと考えられる。

そこで、海外利益の国内還流に際しての税制上の障害を取り除くため、2009年度税制改正において内国法人が海外子会社から受け取る配当金を一定の条件のもとで非課税(益金不算入)とした。この制度は外国子会社配当益金不算入制度と呼ばれている。この結果、日本の国際課税制度は全世界所得課税方式から国外所得免除方式へと部分的に移行した。

本研究では、2009年度税制改正における国外所得免除方式への移行が、日本の多国籍企業の経済活動にどのような影響を与えたのか、企業レベルのマイクロデータを用いて実証的に分析した。2009年の国外所得免除方式の導入は、これまでの日本企業の国外所得の課税方式を根本から変更する税制改革であり、経済学者・政策担当者・税務担当者からの国際的な関心を集めている政策である。米国でも、日本と同様に国外所得免除方式を導入することが長年議論されており、日本の国外所得免除方式導入後の動向が注目されている。しかし、国際課税制度の変更が多国籍企業の経済活動に与えた影響について分析した実証研究の蓄積は少なく、本研究によって得られる知見が学術的・政策的な貢献を果たす余地は大きいと考えた。

参考文献

国際租税小委員会. 2008. 『我が国企業の海外利益の資金還流について～海外子会社からの配当についての益金不算入制度導入に向けて～』, 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課.

長谷川 誠, 「国際課税制度が多国籍企業の経済活動に与える影響」, 『フィナンシャル・レビュー』第127号, 2016年10月, 146-165頁.

Hines, James R. 1999. "Lessons from Behavioral Responses to International Taxation." *National Tax Journal* 52(2), pp. 305-322.

2. 研究の目的

この制度変更の主要な目的の一つは、海外利益の国内への還流を促すことであった。また、利益還流に際しての税制の障害を取り除くことで、日本企業の国際競争力の向上に繋がることも期待されていた。その一方で、海外所得が投資先国でのみ課税されることになるため、日本から低税率の国へと企業流出が進むことや、親会社・子会社間の取引を利用して日本から低税率国へと所得を移転させる租税回避行動に拍車がかかることが懸念されていた(国際租税小委員会, 2008)。このような制度変更の目的や懸念を考慮して、国外所得免除方式の導入が日本の多国籍企業に及ぼすと考えられる影響のうち、次の二点に焦点を当てて分析を行った。

(1) 海外子会社の配当送金行動に与えた影響

(2) 多国籍企業の企業価値への影響

以下では、これら二つの研究課題(1)と(2)それぞれについて、研究の方法と研究成果を説明する。

参考文献

国際租税小委員会. 2008. 『我が国企業の海外利益の資金還流について～海外子会社からの配当についての益金不算入制度導入に向けて～』, 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課.

3. 研究の方法

(1)の分析では、経済産業省が収集している『海外事業活動基本調査』・『企業活動基本調査』の個票を用いて、2006-2013年にかけての海外子会社レベルのパネルデータを作成した。このデータには海外子会社の配当送金額や内部留保残高などの財務情報、親会社の財務情報、子会社の立地国の税率(法定法

人税率および配当送金に課される源泉徴収税率)などの情報が含まれている。このパネルデータを用いて、2009年前後で海外子会社の配当送金行動が投資先国の税率に応じてどのように変化したのか、回帰分析による検証を行った。

(2)については、2008年から2009年にかけての国外所得免除方式に関する政府による発表やニュース報道に対して、株式市場がどのように反応したのか、イベント・スタディの手法を用いて分析した。データは Bureau van Dijk が提供している Orbis を利用した。この税制改正による配当免税の恩恵は、次節で説明するように、海外での法人税負担率や節税への積極性などの企業特性に応じて異なると考えられる。そこで、新制度導入に関するニュース発表(イベント)日の周辺で、株式の超過収益率(abnormal rate of return)がそれらの企業特性に応じてどのように変化したのか検証した。

4. 研究成果

(1)についての分析の結果、海外子会社の制度変更への反応は内部留保残高の大きさに応じて異なることが明らかになった。より具体的には、前年度内部留保残高が十分に大きく、配当送金能力が高いと考えられる海外子会社が、この制度変更機敏に反応し、日本の親会社への配当送金を(他の子会社と比べて)より増加させたことが示された。このことは、大規模に蓄積された海外利益の還流を促すという、新制度導入の目的に適った効果があったことを示唆している。

さらに、海外子会社の配当送金は、制度変更とともに立地国の配当源泉税率の影響をより強く受けるようになったことも分かった。2008年度以前は源泉税の支払い額のみで国内で外国税額控除が請求できた。そのため、配当源泉税が海外利益への国内外での総税額に与える影響は限定的であった。しかし、税制改正後は配当源泉税には外国税額控除が適用されないため、配当源泉税が配当送金に係る追加的なコストになる。したがって、国外所得免除方式への移行とともに、子会社の配当送金は現地の源泉税率に以前よりも敏感に反応するようになったと考えられる。

海外子会社から非居住者である日本の親会社への配当送金に対する源泉税率は、投資先国と日本との二国間の租税条約において優遇税率が定められていることが多い。今後配当による利益還流をさらに促進するためには、租税条約の改正を通して配当源泉税率を引き下げることが、これまでよりも有効な手段となる可能性を我々の分析結果は示唆している。この研究の主要な結果は、Hasegawa and Kiyota (2015)と長谷川・清田(2015)の二本の論文にまとめられている。このうち、Hasegawa and Kiyota (2015)は国

際学術誌に投稿中であり、学術誌から改訂・再投稿要求を受けて、現在改訂を進めている。

(2)についての分析結果としては、主要なイベントの周辺で、海外法人税負担率の低い企業ほど株式の超過収益率が高くなっていることが分かった。2008年以前の国際課税制度の下では、低税率の国・地域の海外子会社が配当送金を行うと、国内で請求できる外国税額控除額が小さくなり、その分日本での追加的な法人税負担は大きかった。2009年度の税制改正はその税負担を取り除いた。したがって、(税制改正前時点の)海外法人税負担率が低い企業ほど、配当免税の恩恵も大きいため、イベント日の周辺で株式の収益率が上昇したと考えられる。

さらに、タックスヘイブン(租税回避地)に子会社を所有している企業や、無形資産の集約度が高い産業に属する企業など、所得移転による節税の機会が多いと考えられる企業は、新制度を利用してさらに税負担を軽減できる可能性がある。もしそうであれば、このような企業の株式の超過収益率はイベントの周辺で高くなっていると考えられる。しかし、この仮説を支持する結果は得られなかった。

その原因としては、いくつかの可能性が考えられる。例えば、節税に積極的な企業ほど、税制改正前からすでに配当送金への税負担を逃れていたことが考えられる。その手法としては、海外子会社から親会社への貸付を利用した資金移動や、外国税額控除の彼我流用(cross-crediting)という節税手法が指摘されている。もし税制改正前から、海外利益への国内での税負担を逃れることができていたのであれば、海外子会社の配当が免税されたとしても、多国籍企業にとって実質的な税負担は変わらないであろう。そのため、節税の機会が多い企業の方が、イベントに反応して株価が上昇しなかった可能性がある。上記の研究結果は Bradley et al. (forthcoming)にまとめた。この論文は国際学術誌の International Tax and Public Finance に掲載されることが決まっている。

さらに上記の研究と並行して長谷川(2016)を作成した。この論文では、国際課税制度が多国籍企業の経済活動(利益還流、海外直接投資、海外合併・買収、本社の海外移転、所得移転など)に与える影響について、近年蓄積が進みつつある実証研究をサーベイし、解説した。そして先行研究から得られた知見をもとに、日本の2009年度の国際課税制度改正(外国子会社配当益金不算入制度の導入)について政策的評価を議論した。

参考文献

長谷川 誠・清田 耕造. 2015. 「国外所得免除方式の導入が海外現地法人の配当送金に与えた影響：2009-2011年の政策効果の分析」, RIETI Discussion Paper Series 15-J-008.

長谷川 誠,「国際課税制度が多国籍企業の経済活動に与える影響」,『フィナンシャル・レビュー』第127号,2016年10月,146-165頁.

Bradley, Sebastien, Estelle Dauchy, and Makoto Hasegawa. "Investor Valuations of Japan's Adoption of a Territorial Tax Regime: Quantifying the Direct and Competitive Effects of International Tax Reform." Forthcoming. *International Tax and Public Finance*.

Hasegawa, Makoto and Kozo Kiyota. "The Effect of Moving to a Territorial Tax System on Profit Repatriation: Evidence from Japan." GRIPS Discussion Paper 15-09, June 2015.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

長谷川 誠,「国際課税制度が多国籍企業の経済活動に与える影響」,『フィナンシャル・レビュー』第127号,2016年10月,146-165頁.(査読無)

Bradley, Sebastien, Estelle Dauchy, and Makoto Hasegawa. "Investor Valuations of Japan's Adoption of a Territorial Tax Regime: Quantifying the Direct and Competitive Effects of International Tax Reform." Forthcoming. *International Tax and Public Finance*. (査読有)

〔学会発表〕(計 2件)

Makoto Hasegawa and Kozo Kiyota, 日本財政学会第72回大会, "The Effect of Moving to a Territorial Tax System on Profit Repatriation: Evidence from Japan," 2015年10月17日.(中央大学後楽園キャンパス、東京都、文京区)

Makoto Hasegawa and Kozo Kiyota, International Institute of Public Finance 70th Annual Congress, "The Effect of Moving to a Territorial Tax System on Profit Repatriations: Evidence from Japan," August 21, 2014. (スイス・ルガノ)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

長谷川 誠 (HASEGAWA, Makoto)
政策研究大学院大学・政策研究科・助教授
研究者番号: 50722542

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号:

(4) 研究協力者

()